

令和元年度森林税 PR 動画作成業務委託 仕様書（案）

1 委託業務名

令和元年度森林税 PR 動画作成業務

2 業務の目的

森林の重要性及び平成 30 年度を始期とする第 3 期森林づくり県民税の用途等について、県民の皆様に効果的に PR するため、イベントや SNS で放映する森林税 PR 動画を作成する。

特に、県で行ったアンケート結果では、若年層において森林税の用途の認知度が低い傾向にあることから、若年層の認知度向上につながるような動画内容とする。

3 履行期間

契約の日から令和 2 年 3 月 27 日まで

4 委託業務内容

(1) 企画構成

ア 基本コンセプト

- ・ 県土の約 8 割を占め、県土の保全や水源のかん養、林産物の供給など県民の暮らしに様々な恩恵を与えている「森林」の価値、魅力、重要性を訴える動画にすること。
- ・ 平成 30 年度にスタートした第 3 期森林づくり県民税の用途や効果を、特に若年層（20～30 代）を中心に認知してもらえる動画にすること。

イ その他コンセプト

- ・ SNS での配信を予定しているため、若者受けする「かっこよさ」「おしゃれさ」を感じる動画にすること。
- ・ なるべく説明を省略し、ビジュアルで訴えかける動画にすること。
- ・ 森林だけでなく、そこに「働く人」や、「暮らす人」など、森林税を知らない「一般の人」「人」に焦点を当てた動画にすること。
- ・ 作りものでない、リアルな長野県が感じられる動画にすること。

ウ 利用想定場面

- ・ SNS への投稿
- ・ 県主催のイベント等での放映
- ・ 県施設のテレビやイベント会場でタブレット等を用いた放映
- ・ その他にも効果的な活用方法があれば提案すること

エ その他

- ・ 企画構成の決定には、あらかじめ委託者と協議を行うこと。

(2) 撮影

- ・森林づくり県民税を活用した現場等の撮影が必要な場合は、委託者が調整の上、受託者に撮影日等を指示する。
- ・映像は、4Kディスプレイ対応可能なもの及び無料動画投稿サイト等インターネット上で再生可能なものとするため、必要に応じて、4K対応版とインターネット投稿版を作成すること。
- ・撮影にドローンを使用する場合は、予め委託者と協議すること。なお、撮影に当たっては、JUIDA（一般社団法人日本UAS産業振興協議会）の安全ガイドラインを満たした撮影を行うこと。
- ・ドローン等の無人航空機使用に当たっては、国土交通省から無人航空機の飛行に係る許可・承認を得ていること。
- ・危険な撮影手法は行わないこと。

(3) 編集

- ・動画の時間は、30秒～1分程度とすること。
- ・動画には必要に応じて字幕スーパー、BGM等を入れ、編集すること。
- ・BGMを使用する場合には、オリジナル音楽または自由に使用可能な音楽を使用すること。BGMの選択についてはあらかじめ委託者と協議すること。

(4) 手続き等

- ・納品までに、委託者による映像校正及び修正の指示を最低2回は行うこと。
- ・撮影に当たっては、法令等に基づく撮影許可申請や映像に登場する法人・個人等についての撮影許諾等は、受託者の責任で行うこと。ただし、委託者が行うこととしている調整等を除く。
- ・映像内の肖像権や施設における許可等問題の無いものにする。
- ・撮影に伴う経費（施設入場料、交通費等）は、全て委託料に含まれる。
- ・屋外での撮影については、撮影スポットの特性等を考慮し、天候や光の方向等の条件が整ったときに実施すること。

5 成果品

(1) 納品物

動画を収録したDVD-R 2部（複製可能な形式で提出）

(2) 納期及び納品場所

- ア 納期 令和2年3月27日まで
- イ 納品場所 長野県林務部森林政策課

6 その他

- 本業務により制作されるコンテンツ（映像、BGM含む）の著作権は委託者に帰属することとし、委託者は事前連絡無く加工及び2次利用できること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できること。納入される成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。
- 本業務の実施に当たり、受託者は委託者と十分調整すること。
- 本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、業務の進捗状況について、報告を求めることができる。
- この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めが無い事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上、定めることができることとする。